

定 款

ヒロセ電機株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、ヒロセ電機株式会社と称し、英文では、HIROSE ELECTRIC CO., LTD. とする。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気機械器具の製造および販売
- (2) 医療機器・器具の製造および販売
- (3) 前各号の業務に関連する事業投資
- (4) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県横浜市におく。

(機関の設置)

第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人をおく。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

(株式の取扱)

第9条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 3 章 株主総会

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 カ月以内に招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、かつその議長となる。

2 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、代理権を証明する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

- 3 取締役会に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

- 2 取締役会は、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。

(相談役および顧問)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を選任することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 23 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 監査等委員会に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 26 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- 2 当会社は、業務執行取締役等ではない取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、

法令が定める金額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第28条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第29条 当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第30条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過して、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第74期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。